

◎新潟県告示第1210号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）第9条第2項の規定により、地方卸売市場における開設の業務に係る法人の分割を次のとおり認可した。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 分割により業務を承継する法人の名称及び所在地
新印上越青果株式会社
上越市藤巻6番12号
- 2 分割に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場上越青果株式会社
上越市藤巻6番12号
- 3 認可年月日
平成26年8月7日